

藤沢市耐震改修促進計画の改定について（中間報告）

1 趣旨

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」といいます。）、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」といいます。）及び神奈川県耐震改修促進計画（以下「県計画」といいます。）に基づき、藤沢市耐震改修促進計画（以下「本計画」といいます。）を平成20年10月に策定し、平成28年4月に改定、令和3年3月に期間の延長をしました。

その後、国において、耐震化の目標を「住宅」と「※耐震診断義務付け対象建築物」とする考えが示され、令和3年12月に国の基本方針が見直される予定となったことから、県計画は令和4年3月に改定の予定となりました。

これらのことから、本計画を令和4年4月に改定する予定としています。

※ 耐震診断義務付け対象建築物とは、要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数が利用する大規模建築物）と要安全確認計画記載建築物（緊急輸送道路沿道の建築物）をいいます。

2 今後の予定（スケジュール）

耐震改修促進法の規定では、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき、都道府県は国の基本方針に基づき、耐震改修促進計画を定めるものとされています。

県計画は、令和4年3月に改定予定であることから、県と調整を行いながら、県計画の改定と同時並行で本計画の改定作業を進めています。

令和3年12月	国の基本方針告示改正	(国)
	改定本計画素案議会報告	(藤沢市)
	改定県計画素案議会報告	(県)
	県計画パブリックコメント実施	(県)
	本計画パブリックコメント実施	(藤沢市)
令和4年	2月	改定本計画（案）議会報告 (藤沢市)
	3月	改定本計画の決定 (藤沢市)
		改定県計画施行 (県)
	4月	改定本計画施行 (藤沢市)

3 主な改定内容

(1) 建築物の耐震化の目標 (P8)

区分	現計画 (藤沢市)	国の基本方針	改定計画 (藤沢市)
住宅	令和2年度末 95%	令和12年度末 概ね解消	令和12年度末 概ね解消
多数の者が 利用する建築物	令和2年度末 95%	なし	なし
耐震診断義務 付け対象建築物	なし	令和7年度末 概ね解消 ※防災拠点建築物のみ	令和12年度末 大方解消

※ 防災拠点建築物とは要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受入れに関する協定を締結したホテル・旅館をいい、防災拠点建築物は、本市にはありません。

(2) 計画期間 (P2)

◇令和4年度から令和12年度までの9年間

(3) その他

①SDGsの視点の追加、藤沢市国土強靱化地域計画との連携を記載 (P1)

②ブロック塀の安全対策 (P4, 16, 19)

- ・国の基本方針と県計画に基づき、通学路沿いにあるブロック塀については、所有者等に対して重点的に改善に向けた働きかけを行うことを記載

③耐震診断を義務付ける路線以外の緊急輸送道路及び避難路 (P16, 17)

- ・耐震診断や耐震改修について、優先的に耐震化を促進する路線を検討の上、これまでの制度を利用しながら支援をしていくことを記載

④耐震診断の結果の公表 (P21)

- ・要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果については、県の公表時期と同様に令和4年度の予定とすることを記載

(要緊急安全確認大規模建築物は平成29年3月に公表済み)

以 上

(計画建築部 建築指導課)